

第854回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年10月5日（水曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（ 13名）

2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之	4番 山本 欣史
6番（欠番）	7番 澤田 誠規	8番 西山 成彦
9番 小島 久司	10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透

1番 松本 功	2番 保田 稔	4番 井垣 水里
6番 山本 大	7番 浦田 久永	

4. 欠席者（ 4名）

1番 稲田 義敬	5番 岩本 誠司
----------	----------

3番 川島 照久	5番 佐藤 千春
----------	----------

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局 主査	中田 真由
産業振興課 農業振興係長	濱田 紘一		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第4号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○会長代理 こんにちは。今日はこの後、コスモスを植えたところの草刈りがありますので、スムーズな進行、協力をよろしくお願いいたします。

○議 長 これより、第854回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。3番 濱田 頼之 委員、
4番 山本 欣史 委員 にお願いします。
(なお、1番 稲田 義敬 委員、5番 岩本 誠司 委員、推進委員3番 川島 照久 委員、5番 佐藤 千春 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号6番。場所は2ページに位置図をつけております。
大字伊与野、国道321号線沿い、喫茶店カルチェの向かい側にある農地のうちの1筆です。
譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、このたび、農地を地元の方へ譲り渡すこととなりました。
取得後は水稻を作るとのことです。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号7番。場所は3ページに位置図をつけております。
大字西片島及び小深浦。隣り合っていますが、大字はここで分かれています。主要地方道宿毛城辺線、宿毛市役所入り口から西へ200m進んだ所にある農地のうちの2筆です。
父から息子への贈与で、取得後はみかんを作るとのことです。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号8番。場所は4ページに位置図をつけております。
大字二ノ宮。譲受人の自宅付近にある農地のうちの4筆です。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、このたび、農地を地元の方へ譲り渡すこととなりました。

取得後は、梅、季節野菜を作るとのことです。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

○議 長 続きまして、受付番号6番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに6番朗読】
双方に電話で確認をして間違いないということです。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号7番について、私の方から説明をいたします。

○山口委員 【議案書をもとに7番朗読】
先日電話をさせてもらいまして、譲受人は工作中やったということで、奥さんの方が分かるということで話を伺いました。事務局からもあったように親子間の贈与で、特に問題はないようです。ただ、譲渡人の電話番号がもう何か月前から使われていなかったということなので。

○議 長 続きまして、受付番号8番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いいたします。

○山本(欣)委員 【議案書をもとに8番朗読】
先日二人に電話で確認し、現地も確認しました。間違いないです。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご報告いたします。
議案書は5ページからになります。
受付番号4番について、ご説明いたします。
所在地 四季の丘二丁目 6ページに位置図をつけております。住宅造成地内の一画です。
転用目的は、申請者は、現在生活している住居が老朽化しており、水害、津波の危険があるので、高台に建築したいとの理由から本申請地へ建築することを計画したものです。
農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類はすべて添付されております。
住宅の建築面積は303.00㎡、資金計画は、土地取得費が680万円、土地造成費が100万円、設計費を含む建築費が2,420万円、これら全て、合計3,200万円を銀行融資としております。
農地区分につきましては、宿毛駅から概ね300m以内の距離に位置し、「第3種農地」と判断されることにより、転用に支障なしと考えております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号4番について、私の方から説明させていただきます。

- 山口委員 【議案書をもとに4番朗読】
先日譲渡人、譲受人両方に電話しまして、不動産屋を通しているのでお互いのことは知らない、分からないけれども申請の方は間違いはないということですので、問題ないと思います。以上です。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 寺田委員 すいません。これは共有で登記するが？家も共有になるということ？
- 議 長 家の方はちょっと分からんですけど、土地の方は共有。
- 議 長 ほかにありませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。
議案書は7ページをご覧ください。利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。
まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審

議していただき、後ほど8ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは、受付番号30番について、ご説明いたします。利用権の種類は使用貸借で、新規設定です。

場所は大字芳奈、下組地区と幡多けんみん病院の間に広がる農地のうちの2筆になります。

こちらの農地は、1筆はもともと姉と弟2人（それぞれ持分1/2）で共有されていた土地で、姉である●●●●●さんと高知県農業公社との間で利用権の設定がされておりましたが、●●●●●さんが令和3年4月18日に死亡し、長男が相続しました。一方弟である●●●●●さんも令和2年5月14日に死亡し、貸付人が相続しましたが、令和4年4月25日に●●●●●さんの長男が持分放棄をしたため、貸付人が土地を全部取得することとなりました。

もう1筆につきましては、●●●●●さんより貸付人が相続した土地です。地目は田で、水稻を作るとの計画が出されております。

なお、利用権の終期が令和9年4月9日となっているのは、今回の2筆のほかに、すでに前所有者と高知県農業公社との間で利用権設定済みの土地があったため、その利用権設定の終期に合わせたためです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申出のありました、受付番号30番の1件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

○議長 続きまして、受付番号30番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いいたします。

○澤田委員 これ説明するがかい。

条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席いただきます。

(澤田農業委員 退場)

○議 長 産業振興課 濱田係長より議案の説明をお願いいたします。

○産業振興課 濱田係長

産業振興課 濱田です。よろしく申し上げます。

農用地利用配分計画についてご説明いたします。議案第3号で承認いただきました農用地利用集積計画について、農業公社が借り受けた農地を、受け手に配分する計画となります

8ページをご覧ください。こちらの議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」であります。別紙 No.1～2として記載されております。別添の利用権設定申出書の2筆につきまして、9ページにあります「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されております中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●●が適当であると配分計画を作成しております。

以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。

議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので「議案第4号」1件は市に答申すること
に決しました。濱田係長ありがとうございました。

(産業振興課 濱田係長 退室)

(澤田 農業委員 入室)

(協議事項)

○議長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明について事務局から報告します。本日は3件の申請がありま
すので、順番に報告いたします。議案書は10ページになります。今回は
3件です。

受付番号17番。申請場所 所在地 平田町戸内。登記地目 畑1筆で
す。11ページに位置図をつけております。

場所は、車岡地区。国道56号線沿いの高知県立宿毛工業高等学校向か
い側の土地です。昭和60年頃には建物を建築しておりましたが、令和4
年4月に漏電により焼失し、現在更地となっております。

続きまして、受付番号18番。申請場所 所在地 大字宿毛。登記地目
田1筆です。12ページに位置図をつけております。

場所は、鷺洲地区。パチンコダイナム宿毛店南側、市道沿いの土地です。
平成18年耕作放棄となり、茅、かずらが繁り原野となっており、現在に
至っております。

最後に、受付番号19番。申請場所 所在地 大字宿毛。登記地目 田
1筆です。12ページに位置図をつけております。

場所は、鷺洲地区。パチンコダイナム宿毛店南側、市道沿いの土地です。
受付番号18番の土地と並びにあります。平成9年に耕作放棄し、茅、か
ずらが繁り原野となっており、現在に至ります。

以上、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いい
たします。

- 議長 続きまして、受付番号17番について、平田地区担当の井垣委員から説明をお願いいたします。
- 井垣委員 **【議案書をもとに受付番号17番朗読】**
9月29日の日に委任者である●●●●さんと現地を確認し、間違いないのでよろしくお願いいたしますとのことです。
- 議長 続きまして、受付番号18番及び19番について、私の方から説明いたします。
- 山口委員 **【議案書をもとに受付番号18番及び19番朗読】**
この二つにつきましては何度も申請がありましたので、現地確認はせずに、電話確認だけにしました。この後に、ちょうど間に太陽光を据えていますけど、太陽光パネルを両サイドに設置することになると思います。両名とも間違いがないということですので、特に問題はないので、以上です。
- 寺田委員 いいですかね、これ以前除外申請されたところですかね。その時はここに何かかけた？二度手間でしょう？
- 事務局長 今年の春先に。まずはいきなり非農地証明が出せなくて、非農地証明出す前には最寄りの区域からの除外を県の方に出して、それが半年の期間を経てやっと初めて触ることができる。たまたま農用地区域内に入っていましたので、2段階の手続きとなります。そして初めて地目の変更ができます。
- 小島委員 駅から何メートルじゃ、何から何メートルじゃいうて言いよったら全部おさまらね。持って来よるわけやけん。
- 事務局長 先だって転用の許可が取れた●●●のところも同じ手続きを踏んでおりますので。1年前に除外の申請を行って、1年間の期間をかけて除外が取れて、やっとこないだ着工しているということです。
- 松本委員 なんかできるということ？
- 事務局長 すみません、本日提案している2筆の件については、委員さんの方から説明もありましたが、正式にキャッチしたわけではないのですが、既に真

ん中に太陽光パネルが設置されており、おそらく右も左もなるということです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「審議中」)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明3件につきましては、審議の結果問題ないということで、
適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、非農地証明3件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 それでは、事務局より報告事項があります。

○事務局長 事務局です。今の時刻はちょうど2時になりました。本日もありがとうございます。スムーズな進行で提出しておりました議案審査は全て終了しております。ここからは事務局からのお知らせと報告事項になります。私の方からは3点ほどお知らせします。

(①耕作放棄地の草刈りについて)

まずはじめに耕作放棄地の草刈りの作業の関係です。本日は冒頭山口委員からもありましたが、押ノ川の農地にて草刈りと整地作業を行います。このことにつきましては、取り組みが遅れており、また委員の皆さまに作業内容の通知等お知らせが突然となり大変申し訳ありません。都合のつく委員さんにおかれましては、大変お手数ですがこの後ご参加いただき、現地集合をお願いいたします。なお、駐車場については、これまで通り手前

にあります中華料理店蘭のご協力いただきまして、お借りしておりますので、是非ご利用ください。なお、現地国道に面している法面につきましては、事前に中村国道出張所・工事担当の方に草刈り作業について確認したところ、作業を終えているということを知っております。本日の作業に間に合うような形になっておりますが、あわせてそういうことになっておりますのでお知らせいたします。

(②県に送付した結果の報告について)

続きまして、県に送付した内容の結果の報告を行います。

まず、転用の関係です。これちょっとずいぶん前の話で恐縮ですが、昨年11月に審査・提出しておりました5条申請、場所は橋上町楠山に太陽光パネルを据えるという内容だったんですが、長い事時間がかかりましたけど、先だって9月16日付けでやっと転用の許可が下りました。楠山の太陽光の関係、許可が下りましたのでこの場で報告します。

※宿毛市橋上町楠山字沖ダバ山

(太陽光発電施設の設置・令和4年9月16日付け)

続きまして、先ほど非農地の関係で除外の内容を説明しましたが、繰り返しになりますが、こちらの方についても除外が決定していますので報告します。重複していますがご了承ください。

第848回宿毛市農業委員会会議で承認となった、宿毛市農業振興地域整備計画の変更申請(受付番号3番)、これがいわゆる除外、抜く手続の話です。県に送っておりましたが県より同意があり、農用地区域から除外が決定しました。内容は先ほど申し上げました、パチンコダイナムの裏の2筆、鷺洲地区です。

それから、春先、伊与野地区で審査を行いました案件について(第849回会議で承認となった(受付番号1番))について、同じタイミングで9月6日付けで除外となりましたので報告いたします。

※宿毛市宿毛字鷺洲(令和4年5月6日)

宿毛市小筑紫町伊与野(令和4年4月5日)

(公告日は、いずれも令和4年9月6日付け)

(③原油価格・物価高騰対策について)

議案と一緒に送付しております、カラーの資料2をご準備ください。

こちらは現在開会中の県議会、9月定例会に提出されております、原油価格・物価高騰対策に関する補正予算の概要です。国は現在、輸入頼みで

高騰しています肥料や飼料、燃料の補助事業を実施しておりますが、高知県ではさらに補助を上乗せする補正予算案を現在開会中の9月定例会に提出しております。概要をお伝えしますが、具体的な支援内容はその裏面にあります、左側、農業者への支援という項目がありますが、こちらの肥料高騰緊急対策事業費補助金が準備されております。内容としましては、補助先・補助率については記載のとおりとなっております。なお、前回の定例会にてご質問がありました、市独自の補助事業については確認しておりますが、現在のところ残念ながら計画はありません。当局は、産業振興課は働きかけを行っておりますが、財源などの問題があり実現に至っておりません。不透明な国際情勢や新型コロナ禍における農産物価格の低迷など、厳しい状況が続くことから、少しでも農業者の負担軽減につながるよう、今後も働きかけを続けていくことをあわせてこの場で申し添えます。

④令和5年7月農業委員改選スケジュール（案）等について

資料3をご準備下さい。本日配布したものになります。令和5年度の農業委員会改選に伴うスケジュールについて説明したいと思います。事務局では、来年7月の改選に向けて、今後この日程に基づき準備を進めて行くこととしております。詳細につきましては来月も説明させていただきたいと思っておりますので、一部割愛しますが、具体的に、公募開始は令和5年3月1日からの1ヶ月間、この期間で委員さんの募集を行う予定です。前回は改選時の4月からでしたけど、来年の4月は、宿毛市、高知県においては統一地方選挙が控えておりまして、こちらの事務作業等も重なる関係から、農業委員さんの募集の作業につきましては、一月前倒しをして3月に行いたいと考えています。4月については、まず前半に高知県議会の選挙、後半に宿毛市では市議会議員の選挙が行われる予定です。

続きまして、担当地区の区割りについて、事務局より報告、提案いたします。お手元に配布しております資料をめくっていただいて、1枚目には変更の表をつけております。2枚目、裏面には新旧対照表としまして、左側が今の内容、右側が今後改選した後の内容、一部改正する内容を黄色でマーキングした部分をのせております。今日こちらはあくまで事務局の案、提案になりますので、それも含めて見ていただきたいと思います。このことにおきましては、これまで区域の範囲（区割り）の見直しを求める意見がありました。以上のことから事務局といたしましては、次回改選に向けて区割りの案を作成し、今回、初めて委員の皆さんにご提案するものです。

それでは、はじめに区割りの変更案についてご説明いたします。今回の

区割りの変更対象となっておりますのは、西地区、橋上地区、芳奈・沖の島地区、山田地区の4つの区域になります。

次に、具体的な変更内容については、これまで橋上地区の範囲にありました、野地、小川、草木藪、山北については、西地区に変更するものです。

また、沖の島地区について、これまで芳奈地区の範囲にありましたが、西地区へ変更し、長尾、竹石地区については、山田地区へ変更する内容となっております。

変更理由については、冒頭申し上げたとおり、これまでの一部区域において区域の範囲（区割り）の見直しを求める意見や総合的に判断し、今回変更案を作成したものです。

事務局としましては、今回区割りの変更についてご提案し委員の皆さまには、内容をご確認の上、持ち帰ってご検討いただきますようお願いいたします。

今後の予定としまして、変更案についてご意見、ご提案がありましたら、10月14日（金）までに事務局へご連絡ください。変更案については、次回定例会（11月4日）開催時に審査の上、承認を得たいと考えております。

以上で、簡単ですが令和5年度次期改選に関する事務局案についての説明については以上になります。質問につきましては、全て終わってから受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局員

（②活動記録簿の提出について）

続きまして、報告事項について何点から私の方から説明いたします。

先月の定例会時に次回の提出は11月25日（木）と案内をしましたが、その後11月15日（火）までに最適化活動実績報告書を一度提出するようとの県からの指示がありました。そのため、恐れ入りますが次回11月4日（金）の定例会時にオレンジの冊子と、先月お配りした緑色のファイルを両方ご提出下さいますようお願いいたします。なお、当日欠席される方はどなたか預けて当日持ってきていただくか、事前に事務局までお持ちくださいますようお願いいたします。

（③農業委員会視察研修計画について）

続きまして、研修視察についてですが、先日議案書と同封して案内文書を送付しております。ご案内のとおり、10月26日（水）に南国市及び高知市への視察を行います。改めて内容の確認を行います。

視察先は3か所、はじめに南国市・Aitosa株式会社へ移動します。人数の都合上、現地で2班に分かれての視察になり、担当者の方からIoT技術を使った最新のししとう栽培について説明を受ける予定です。

その後「道の駅 南国風良里」にて昼食・休憩。昼食・休憩後は最後の視察地に、高知市北御座にある「JAファーマーズマーケットとさのさと」と同じ敷地内の「アグリコレット」を見学する予定です。いずれも自由行動です。

日程などをご確認いただき、委員の皆さまにはご多忙のこととは思いますが、ご参加くださいますようお願いいたします。

ここで、最終の出欠確認を事前に行います。都合により欠席される方は事務局までお知らせください。

なお、バスの出発時刻は、市役所正面玄関を午前7時に出発し、宿毛駅に午前7時5分、スワロー前に午前7時20分、東部支所前に午前7時25分頃を予定しております。適宜休憩を取りながら、進めて行きたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○事務局員 **(⑤次回会議の日程(11月4日(金)))**

次回定例会の日程についてお知らせいたします。11月4日(金)開催の予定です。提出議案の締め切りは10月7日(金)、議案送付は10月28日(金)の予定です。よろしくようお願いいたします。

○議長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第854回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和4年10月5日

会長代理

山本 一 晴

農業委員

濱田 頼之

農業委員

山本 欣史